

レンタカー貸渡約款

第1章 総 則

第1条（約款の適用）

1. 当社は、この約款（以下「約款」という）の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という）を仮受人に貸渡すものとし、仮受人はこれを仮受けるものとします。
なお、約款及び細則に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
2. 当社は、約款及び細則の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款及び細則に優先するものとします。

第2章 予 約

第2条（予約の申込み）

1. 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。
2. 当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとします。

第3条（予約の変更）

1. 借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条（予約の取消し等）

1. 借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。
2. 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます。）の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。
3. 借受人の都合により予約が取消されたときは、借受人は、別に定めるところにより当社所定の予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
4. 当社の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、当社所定の違約金を支払うものとします。
5. 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

第5条（代替レンタカー）

1. 当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）の貸渡しを申し入れることができるものとします。
2. 借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸渡すものとします。この場合借受人は、代替レンタカーと予約のあった条件のレンタカーのうち、いずれか貸渡料金の低い方の料金を支払うものとします。

3. 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの申入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。
4. 前項の場合、貸渡しすることができない原因が当社の責に帰すべき事由によるときは、第4条第4項にて取扱い、当社の責に帰さない事由によるときは、第4条第5項に準じて取扱うものとします。

第6条（免責）

1. 当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第3章 貸渡し

第7条（貸渡契約の締結）

1. 借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第8条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。
2. 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第10条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。
3. 当社は、監督官庁のレンタカーに関する基本通達に基づき、貸渡簿（貸渡原票）および第13条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類および運転免許証の番号を記載しまたは運転者の運転免許証の写しを添付する義務があるため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人または借受人の指定する運転者（以下「運転者」という）の運転免許証の提示を求め、当社が必要と認めた場合はその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとします。

※監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第138号 平成7年6月13日）の2.（10）（11）をいいます。

※運転免許証とは、道路交通法第92条に規定される運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。

また道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証または外国運転免許証は、運転免許証に準じます。

4. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提出を求め、及び提出された書類の写しをとることがあります。
5. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人および運転者に携帯電話番号等の告知を求めるものとします。
6. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することがあります。
7. 当社は、借受人又は運転者が前5項に従わない場合は、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取り消すことができるものとします。なお、この場合の予約申込金等の扱いについては、第4条第5項を適用するものとします。

第8条（貸渡契約の締結の拒絶）

1. 当社は、借受人又は運転者が次の各号に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取り消すことができるものとします。

（1）レンタカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき。

※マイナ免許証でのレンタカー利用について

借受人側で「マイナンバーカードの読み取りアプリ」を使用し、免許証情報を当社店舗スタッフに対し店頭表示した時のみ貸渡可能となります。

（当社店舗スタッフは、借受人のマイナ免許証を読み取る作業は行いません）

- (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
- (4) チャイルドシートがないにもかかわらず、6才未満の幼児を同乗させるとき。
- (5) 指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員又は関係者、その他反社会的組織に属していると認められるとき。
- (6) 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辞を用いたとき。
- (7) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。
- (8) 約款及び細則に違反する行為があったとき。
- (9) その他、当社が不相当と認めたとき。

2. 借受人または運転者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

- (1) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
- (2) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払を滞納した事実があるとき。
- (3) 過去の貸渡しにおいて、第16条の各号に掲げる行為があったとき。
- (4) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含む）において、第17条第5項の費用の未払いが発生したとき、または第22条第1項に掲げる行為があったとき。
- (5) 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款または保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
- (6) その他当社が不相当と認めたとき。

3. 前2項の場合、当社と借受人との間に既に予約が成立していたときは、借受人の都合による予約の取消しがあったものとして取扱い、借受人は第4条第3項に準じて予約取消手数料を支払うものとし、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

第9条（貸渡契約の成立等）

1. 貸渡契約は、借受人が貸渡契約書に署名し、当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカー（付属品を含む。以下同じ）を引渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。
2. 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時および借受場所で行うものとします。

第10条（貸渡料金）

1. 貸渡料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額又はその照会先を料金表に明示します。
 - (1) 基本料金
 - (2) 免責補償料
 - (3) 特別装備料
 - (4) 燃料代
 - (5) その他の料金
2. 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長（兵庫県にあっては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下、第13条第1項においても同じとします。）に届け出て実施している料金によるものとします。
3. 第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に通用した料金と貸渡し時の料金とを比較

して低い方の貸渡料金によるものとします。

第11条（借受条件の変更）

1. 借受人は、貸渡契約の締結後、第7条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
2. 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第12条（点検整備及び確認）

1. 当社は、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）および第48条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸渡すものとします。
2. 借受人または運転者は、前項の点検整備が実施されていることおよび別に定める点検票に基づく車体外観および付属品を検査し、レンタカーに整備不良がないことおよび借受条件を満たしていることを確認するものとします。
3. 当社は前項の確認によって整備不良が発見されたときは、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

第13条（貸渡証の交付、携帯等）

1. 当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。
2. 借受人又は運転者は、レンタカーの使用、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。
3. 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
4. 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

第4章 使 用

第14条（管理責任）

1. 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡を受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という）、善良な管理者の注意をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。
2. 借受人又は運転者は、レンタカーを使用する際には、法令、約款、細則、取扱説明書、その他当社が提示する使用法を遵守しレンタカーを使用するものとします。

第15条（日常点検整備）

1. 借受人又は運転者は、使用中に、レンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第16条（禁止行為）

1. 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
 - (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
 - (2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第7条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
 - (3) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
 - (4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、またはレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
 - (5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技（当社が競技に該当すると判断するものを含む）に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
 - (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。

(7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。

(8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。

(9) その他第7条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

第17条（違法駐車の場合の措置等）

1. 借受人又は運転者は、レンタカーに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車後直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という）に出頭し、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金等及び違法駐車に伴うレッカー移動・保管・引取り等の諸費用を納付する（以下「違反処理」という）ものとします。
2. 当社は、警察からレンタカーの違法駐車の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時まで管轄警察署に出頭して違反処理を行うよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
3. 当社は前項の指示を行ったときは、借受人または運転者に対して、違反処理の状況を交通反則告知書または納付書、領収証書等により確認するものとします。違反処理が確認できない場合には、処理されるまで借受人または運転者に対して前項の指示を行うものとします。また当社は借受人または運転者に対して、放置駐車違反をした事実および警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」という）に自ら署名することを求め、借受人または運転者はこれに従うものとします。
4. 当社が必要と認めた場合は、当社は警察に対して自認書および貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人または運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のために必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書および自認書ならびに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人または運転者はこれに同意するものとします。
5. 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合もしくは借受人または運転者の探索に要した費用もしくは車両の移動、保管、引取等に要した費用を負担した場合は、当社は借受人または運転者に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」という）を請求するものとします。この場合、借受人または運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。
 - (1) 放置違反金相当額
 - (2) 当社が別に定める駐車違反違約金
 - (3) 探索および車両の移動、保管、引取等に要した費用
6. 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人又は運転者から、当社が別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」といいます。）を申し受けることができるものとします。
7. 前項に基づき借受人または運転者が駐車違反金を当社に支払った後、借受人または運転者が当該駐車違反に係る反則金を納付しまたは公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社はすでに支払を受けた駐車違反関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人または運転者に返還するものとします。

第5章 返 還

第18条（返還責任）

1. 借受人または運転者は、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。
2. 借受人または運転者が前項に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。
3. 借受人または運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができないときは直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。この場合、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。

第19条（返還時の確認等）

1. 借受人または運転者は、当社立会いのもとにレンタカーおよび備品を返還するものとします。この場合、通常の使用による劣化、摩耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。
2. 借受人または運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人または運転者または同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後は、遺留品の保管について一切の責を負わないものとします。

第20条（借受期間変更時の貸渡料金）

1. 借受人又は運転者は、第11条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。
2. 借受人または運転者は、第11条第1項による当社の承諾を受けることなく借受期間を延長した後に返還したときは、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の2倍額の違約料を支払うものとします。

第21条（返還場所等）

1. 借受人又は運転者は、第11条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。
2. 借受人又は運転者は、第11条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

※返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×300%

第22条（不返還となった場合の措置）

1. 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるものとします。
2. 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。
3. 第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第27条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第6章 故障、事故、盗難時の措置

第23条（故障発見時の措置）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第24条（事故発生時の措置）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

(1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

(2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

(3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。

(4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。

2. 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。
3. 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第25条（盗難発生時の措置）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。
 - (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
 - (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - (3) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第26条（使用不能による貸渡契約の終了）

1. 使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。
2. 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
3. 故障等が貸渡し前に存した暇庇による場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。
4. 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
5. 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
6. 借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求も出来ないものとします。

第7章 賠償及び補償

第27条（賠償及び営業補償）

1. 借受人又は運転者は、借受人又は運転者が使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。但し、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。
2. 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表等に定めるところによるものとし、借受人はこれを支払うものとします。
3. 前各項にかかわらず、激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害と指定された災害（以下「激甚災害」という）による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において不可抗力により滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレ

レンタカーに係るものである場合には、借受人又は運転者は、その損害を賠償することを要しないものとしません。

第28条（保険及び補償）

- 借受人又は運転者が約款及び細則に基づく賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約により、次の限度内の保険金が給付されます。但し、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金は給付されません。
 - 対人補償 1名につき無制限（自賠責保険を含む）
 - 対物補償 1事故につき無制限（免責額5万円）
 - 車両補償 1事故につき時価まで（免責額5万円）
 - 人身傷害補償 1名につき5,000万円まで
- 保険金が給付されない損害及び前項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。
- 当社が前項に定める借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとしします。
- 第1項に定める保険金の免責額に相当する損害については、借受人が予め当社に免責補償料を支払ったときは当社の負担とします。但し、その免責補償料の支払いがないときは借受人又は運転者の負担とします。
- 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額は貸渡料金に含みます。

第8章 貸渡契約の解除

第29条（貸渡契約の解除）

- 当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第8条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとしします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとしします。

第30条（同意解約）

- 借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとしします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡から返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとしします。
- 借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとしします。

※解約手数料＝{(予定借受期間に対応する基本料金)－(貸渡から返還までの期間に対応する基本料金)}×50%

第9章 個人情報（詳細は、個人情報の取扱いにて記載）

第31条（個人情報の利用目的）

- 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
 - 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
 - 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため。
 - 貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び審査を行うため。
 - 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。
 - 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
- 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目

的を明示して行います。

第32条（個人情報の利用の同意）

1. 借受人又は運転者は次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。
 - (1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合
 - (2) 当社に対して第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合
 - (3) 第23条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

※個人情報の取扱いについて

1. 本規約について

本規約は、当社が、レンタカー事業に関連して、借受人（貸渡契約の申込みをしようとする者を含みます）及び運転者（以下総称して「利用者」といいます）の個人データを取り扱う場合に適用されます。当社は、管理者として、利用者の個人データについて責任を持って取り扱います。

2. 取得する個人データ

当社は、レンタカーサービスの提供に際し、当該サービスの利用者より、以下の個人データを、直接又は、電話、店頭、貸渡車両、装備品（ODOメーター、GPS機能、ETCカード、ドライブレコーダー、カーナビゲーション、DCM等）を通じて取得し、取り扱います。

(1) 予約時及びレンタカーの貸渡時に取得する個人データ

氏名、電話番号、住所、生年月日、運転免許証の種類・発給国、クレジットカード情報等のお支払いに関する情報、利用車両に関するデータ（車種・車体（車台）番号・使用目的・借受期間等）

(2) 貸渡車両と装備品（ODOメーター、GPS機能、ETCカード、ドライブレコーダー、カーナビゲーション、DCM等）を通じて、レンタカーの利用時に取得する個人データ

走行距離、GPS情報、ETCカードのICチップに記録された情報、ドライブレコーダーで記録された情報、カーナビゲーションに登録された情報（検索履歴、メモリ地点、Bluetooth接続情報等）、走行状態計測情報（ペダル操作量、速度、加速度等）などの走行状況に関するデータ

3. 個人データの利用目的と適法性根拠

当社は、以下の利用目的で、利用者の個人データを取り扱います。また、適用されるデータ保護法の下で要求される可能性のある個人データの取扱いの適法性根拠は、各利用目的に併記しているとおりです。

(1) 適用ある法令及び通達に基づき、貸渡証の作成等、レンタカー事業者が負う義務を履行するため。

・借受人と締結した契約を履行し、又は契約締結前における借受人の要請に応じた措置を実施するために、個人データを取り扱う必要があります（契約の履行）。

(2) 利用者の本人確認及び審査を含め、レンタカーサービスの提供その他これに関連する業務を行うため。

・借受人と締結した契約を履行し、又は契約締結前における借受人の要請に応じた措置を実施するために、個人データを取り扱う必要があります（契約の履行）。

(3) 自動車、保険、携帯電話、その他当社において取り扱う商品、サービス、又は各種イベントやキャンペーン等の開催について、郵送又は電子メール等の方法により、利用者にご案内するため。

・マーケティング及びプロモーション活動を実施するという当社の正当な利益のために、個人データを取り扱う必要があります（正当な利益）。

(4) 当社取扱いの商品及びサービス開発を行い、利用者の満足度を向上させるための更なる施策を検討するため。

- ・顧客維持と商品及びサービスの品質保証を行うという当社の正当な利益の目的のために個人データを取り扱う必要があります（正当な利益）。
- (5) 利用者に対して、当社の商品及びサービスに関するアンケート調査を実施するため。
 - ・顧客維持と商品及びサービスの品質保証を行うという当社の正当な利益の目的のために個人データを取り扱う必要があります（正当な利益）。
- (6) 運転者の運転状況について、安全性及びエコの観点から診断し、安全運転に関わる注意喚起（以下「運転診断」という）を行う等、運転者にフィードバックを付与するため。
 - ・運転者に安全に走行していただくという当社、利用者及び第三者の正当な利益のために、個人データを取り扱う必要があります（正当な利益）。

利用者は、当社の連絡先に連絡することにより、正当な利益に基づく取扱いに関する評価の詳細を取得することができます。また、適用されるデータ保護法の下で契約の履行又は正当な利益に依拠できない場合に備えて、利用者は、上記の利用目的での個人データの取扱いにつき、同意します。

4. 個人データの第三者提供

利用者は、当社が、以下の各利用目的で、利用者の個人データを以下の提供先（利用者の所在する国以外に所在する可能性があります）に対して提供することに同意します。利用者は、当社による第三者への自己の個人データの提供の停止を求めることができますが、停止を求める個人データの項目によっては、当社が提供するサービスの一部が利用できなくなる場合があります。

- (1) 提供される個人データ 利用車種クラス、使用目的及び借受開始日時等のレンタカーの借受に関する情報並びに利用者の氏名及び住所等

(2) 提供先及びその利用目的

①提供先 利用者が利用した有料道路運営会社等

提供先の利用目的 利用者の有料道路の利用料金等の未払いに関する問合せと請求対応のため

（借受人又は運転者が ETC システムを利用した場合において、有料道路の運営会社等（以下「有料道路運営会社等」という）から当社に対し、借受人又は運転者の有料道路の利用料金等の未払いに関する問合せ等があった場合、当社は有料道路運営会社等に対し、借受人又は運転手に関する情報を開示することができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします）。

提供先の所在国 日本

②提供先 利用者が利用した有料道路運営会社等トヨタ自動車株式会社

及び借受人が利用したクレジットカード会社(以下「クレジットカード会社」という)

提供先の利用目的 クレジットカード利用の際の決済一般に関する業務(クレジットカードの不正利用検知・防止(3Dセキュア)の実施、及びクレジットカード会社からクレジットカードの不正利用の疑いで利用実績その他不正利用に関連する事項の問い合わせを受けた場合の回答を含みます)を実施するため

提供先の所在国 日本及び各クレジットカード会社の所在国

5. 保持期間

当社は、取得した利用者の個人データを利用目的の達成に必要な期間を超えて保持しません。当社は、原則として、利用者の個人データを収集した日から3年間、利用者の個人データを保持します。

ただし、個人データをより長い期間保持することが法令上必要な場合又は法的権利の立証、行使若しくは防御のために必要な場合は、当社は、当該個人データをこれらの対応に必要な期間保持します。

技術的な理由により、当社のシステムから個人に関する情報を完全に削除することができない場合は、当社は、利用者の個人データのさらなる利用を防止するために、適切な処置を講じます。

6. 利用者の権利

利用者は、当社が取り扱う利用者の個人データに関して、法的権利を有しています。これらの権利は、利用者の個人データの取扱いに適用されるデータ保護法によって異なりますが、通常は以下のものが含まれます。

- ① 利用者の個人データの取扱いに関する情報を取得する権利、及び利用者の個人データにアクセスする権利。
 - ② 利用者の個人データが不正確又は不完全である場合、当社に修正を要求する権利。
 - ③ 特定の状況において、利用者の個人データの消去を要求する権利。
 - ④ 特定の状況において、利用者の個人データの取扱いを制限するよう要求する権利。
 - ⑤ 利用者の個人データを構造化され、一般的に使用され、機械で読み取り可能な形式で受け取る権利、及び/又は技術的に可能な場合に、そのような個人データを受領者に直接送信するように要求する権利。
 - ⑥ 適用されるデータ保護法に基づいて、個人データの取扱いが利用者の同意に基づいて行われる場合、同意をいつでも撤回する権利。利用者の同意の撤回は、利用者の撤回前に行われた同意に基づいて行われた取扱いの適法性に影響を与えないものとします。
 - ⑦ 当社による利用者の個人データの取扱いに異議を唱える権利。
- 利用者は、当社の連絡先に連絡することにより、利用者の権利を行使することができます。また、利用者は、利用者の権利が当社によって侵害されたと考える場合は、管轄のデータ保護監督当局に苦情を申し立てることができます。

7. 安全管理措置

当社は、取り扱う利用者の個人データの漏えい、紛失、又は毀損を防止することを含め、個人データのセキュリティを維持するために、必要かつ適切な措置を講じます。具体的には、個人データの取扱いに関する規程を策定するほか、個人データの取扱状況を定期的に自己点検し、個人データの取扱いに関する従業員へ定期的な研修を行い、個人データの取扱いに使用される機器の盗難又は紛失の防止、及びアクセス制御を実施します。また、個人データを取り扱う当社の委託先及び従業者に対して適切な監督を行います。

8. 外国への個人データの移転

当社は、利用者の所在する国以外に所在する第三者に個人データを提供する場合、以下のいずれかを確保するか、利用者の同意を取得すること等により、適用されるデータ保護法を遵守します。

- (1) 移転先となる国・地域が、適用されるデータ保護法の下で利用者が個人データについて有する権利及び自由に対して十分なレベルの保護を確保している国・地域として指定を受けていること。
- (2) 第三者が、適用されるデータ保護法により要求される個人データの移転に係る契約を当社と締結していること。

9. ドライブレコーダー

- 1) 借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されており、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意

するものとします。

- (1) 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。
 - (2) レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。
 - (3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。
- 2) 借受人及び運転者は、当社が、前項に定める記録情報を、借受人及び運転者個人を識別、特定できない形態に加工した上でトヨタ自動車に提供すること、及びトヨタ自動車が当該記録情報を自動運転・先進安全技術・地図生成技術のための研究開発の目的で利用することに同意するものとします。
 - 3) 借受人及び運転者は、ドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。
 - 4) 当社は、理由のいかんを問わず、レンタカーに搭載されたドライブレコーダーが記録した映像等を借受人及び運転者に提供しないものとします。また、借受人及び運転者は当社に対し当該映像等の提供を請求できないことをあらかじめ承諾するものとします。
 - 5) ドライブレコーダーによって記録された情報は、一定期間保存し（取得後、1週間程度を目安とします）、保存期間終了後はすみやかに消去いたします。

第10章 雑 則

第33条（相 殺）

1. 当社は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第34条（消費税）

1. 借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含む）を当社に対して支払うものとします。

第35条（遅延損害金）

1. 借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第36条（細 則）

1. 当社は、予告なく約款及び細則を改訂し、又は約款の細則を別に定めることができるものとします。
2. 当社は、約款及び細則を改訂し又は別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表及びホームページ上にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第37条（合意管轄裁判所）

1. この約款に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本社、または営業店舗の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

附 則

本約款は、平成30年 4月 1日から施行します。

※令和7年 8月 1日から一部改訂施行します。